

第 4 章

環境生活部の主要計画

環境生活部の主要計画

計画名	宮城県環境基本計画（第４期）		
計画期間	令和３年度～令和１２年度	所管課	環境政策課
概要	環境基本条例に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。新・宮城の将来ビジョンにおける環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる各個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられている。 令和３年３月に策定した第４期計画においては、新たに目標に掲げた「２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け地球温暖化対策を一層進めていくとともに、「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた環境・経済・社会の統合的向上、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための適応策の推進に取り組むこととしている。		
要	【目指す環境の将来像】 ・豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ・持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会 【将来像を実現するための基本方針】 １ 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造 ２ ＳＤＧｓや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上 ３ 気候変動の影響への適応 【将来像を実現するための政策】 １ 脱炭素社会の構築 ２ 循環型社会の形成 ３ 自然共生社会の形成 ４ 安全で良好な生活環境の確保		

計画名	みやぎゼロカーボンチャレンジ２０５０戦略		
計画期間	令和５年度～令和１２年度	所管課	環境政策課
概要	宮城県環境基本計画（第４期）に掲げた長期目標である「２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ」の着実な実現に向け、地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するもの。 【計画の位置づけ】 ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）第２１条第３項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」 ・地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」 ・気候変動適応法（平成３０年法律第５０号）第１２条に基づく「地域気候変動適応計画」 ・宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成１４年条例第４１号）第９条に基づく基本計画		
要	【計画目標】 ・２０３０（目標）年度までに２０１３（基準）年度で温室効果ガス排出量を５０％削減 【目標達成に向けた施策】 ・再生可能エネルギー等の利用促進 ・事業者・住民の削減活動促進 ・地域環境の整備、循環型社会の形成 ・県の事務事業における排出削減 ・気候変動適応策の推進 ・重点対策		

計画名	宮城県環境教育基本方針		
計画期間	平成29年度～令和8年度	所管課	環境政策課
概要	環境教育等促進法が求める環境教育推進の行動計画として位置付け、将来像や推進の基本的な方向性のみならず具体的な推進施策についても定めるもの。 また、宮城県環境基本条例第18条に規定する「環境教育の振興等」を踏まえて実施されるものであるほか、宮城県環境基本計画の政策を推進する上で、すべての基盤となる環境教育推進施策についての個別計画として位置付けられている。 【目指す将来像】 持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会 【推進施策】 1 中核人材の発掘と育成 2 人材を活用した環境教育の推進 3 中核的機能の強化 4 知事部局と教育委員会部局の連携による充実 5 民間団体等交流機会の確保 6 情報の一元化・情報発信の強化 7 活動促進の仕組み・制度の充実 8 普及啓発事業の実施 9 多様な課題への対応 10 財政基盤の整備		

計画名	釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画		
計画期間	令和4年度～令和13年度	所管課	環境対策課
概要	釜房ダム貯水池は、3市2町の水道水源となっており、水質を保全するため、昭和62年に湖沼水質保全特別措置法（以下、「湖沼法」という。）に基づく指定湖沼の指定を受けた。指定湖沼は、湖沼法第4条に基づき、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。このため、昭和62年度から湖沼水質保全計画を第7期まで策定し、関係機関と連携して施策を推進している。		

計画名	宮城県自動車交通環境負荷低減計画		
計画期間	令和3年度～令和12年度	所管課	環境対策課
概要	県内の自動車保有台数、交通量の増加や東日本大震災の発生等により、自動車交通をめぐる状況が大きく変化する中で、地球温暖化防止等の新たな課題への対応策が求められていることから、自動車交通に伴う環境負荷を低減し、沿道の生活環境の保全と地球温暖化の防止に資するため、基本施策及び重点施策を体系的に掲げ、関係機関と連携して効果的に施策を推進することとしている。 【重点施策】 1 クリーンエネルギー自動車の普及促進 2 エコドライブの普及促進 3 総合的対策の推進 【基本的施策】 1 自動車単体対策 2 道路構造対策 3 発生交通量低減対策 4 交通流対策 5 沿道対策 6 普及啓発 7 調査研究		

計画名	水循環保全基本計画及び流域水循環計画		
計画期間	令和3年度～令和12年度	所管課	環境対策課
概要	「宮城県水循環保全基本計画（第2期）」は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年6月）に基づき、健全な水循環の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱、流域水循環計画の策定に当たって基本となる事項等を定めたものである。 同基本計画は、宮城県のもつ恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な社会を営むことができる社会の実現を目指すものであり、「宮城県環境基本計画」（令和3年3月策定）の水循環施策についての個別計画として位置付けられている。 基本計画においては、県内を5つの流域に分け、それぞれの流域について特性を踏まえた流域管理指標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示した流域水循環計画を順次策定するとしている。令和3年度にすべての流域水循環計画を策定したことから、今後、計画に基づき、関係機関と連携して施策を推進することとしている。		

計画名	蒲生干潟自然再生全体構想		
計画期間	平成18年度～平成27年度	所管課	自然保護課
概要	宮城県、仙台市、環境省のほか、地元関係団体、学識経験者など、地域の多様な主体が参画している蒲生干潟自然再生協議会が、自然再生推進法第8条第2項第1号に基づき策定した、蒲生干潟の自然再生の全体的な方向を定めた構想である。 ①多様な生物を育む干潟の保全、復元、②湿地を維持する水循環の再生、③砂浜環境の保全・回復、④環境保全活動・環境教育の推進および各主体の交流する場の創出を目標に、基本的な環境整備を行った上で出来る限り生態系の回復力に任せることとした。 東北地方太平洋沖地震の津波により、干潟環境が変化し、生態系も大きく影響を受けたことから、県による自然再生事業は中止し、自然再生協議会も休止してきたが、周辺の災害復旧工事（河川堤防等）が完了したことから、令和3年度に協議会を再開した。 当面は協議会構成員によるモニタリングの実施と情報共有を図りながら、干潟の保全と利活用を推進するために全体構想の見直しを検討していく。		

計画名	伊豆沼・内沼自然再生全体構想（第2期）		
計画期間	令和2年度～令和11年度	所管課	自然保護課
概要	宮城県、登米市、栗原市、環境省のほか、地元関係団体、学識経験者や公募委員など、地域の多様な主体が参画している伊豆沼・内沼自然再生協議会が、自然再生推進法第8条第2項第1号に基づき策定した、伊豆沼・内沼の自然再生の全体的な方向を定めた構想である。 第1期（平成21年度から10年間）事業の取組を踏まえ、第2期（令和2年度から10年間）では、現状の課題として、「水質汚濁と浅底化の進行」、「生物多様性の劣化」、「エコトーンの消失」、「沼の利活用の減少」を掲げ、自然再生の目標を「豊かな生物多様性と健全な水環境の回復を図り、人と自然が共生する伊豆沼・内沼を目指す」とし、エコトーンの創出やワイズユースの推進等に焦点を当てた取組を実施している。		

計画名	宮城県生物多様性地域戦略		
計画期間	平成27年度～令和16年度	所管課	自然保護課
概要	平成25～26年度に、学識経験者や自然環境関係団体の代表者等が参加する「宮城県生物多様性地域戦略意見交換会」を開催し、平成26年度末に生物多様性基本法第13条に基づき策定した、県内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画である。 本県が目指す将来像を「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城 ー美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城ー」として、その実現に向けて共有すべき考え方と、必要な取組等を取りまとめている。 計画期間は20年（子どもが成人するまで）。概ね5年に1回程度を目途に見直しを行うこととしているため、令和7年に改訂した地域戦略に基づき、県内でのネイチャーポジティブ実現に向けた取組を推進する。		

計画名	第13次鳥獣保護管理事業計画		
計画期間	令和4年度～令和8年度	所管課	自然保護課
概要	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、令和3年10月に国が策定した「鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に則し、県自然環境保全審議会の答申を経て、令和4年3月に、知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する5か年計画を定めたもの。県内における野生鳥獣の生息状況及び地域的特殊性等を踏まえながら、鳥獣保護管理施策を計画的に実施することにより、野生鳥獣の安定的な保護繁殖を図るとともに、鳥獣保護思想の普及啓発を図り、人間と野生鳥獣が共存する社会の構築を目指すこととしている。		

計画名	食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	食と暮らしの安全推進課
概要	県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性の確保に向け、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年4月1日施行）に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」を策定した。計画期間は5年間で、「安全で安心できる食品の供給の確保」、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」及び「食の安全安心を支える体制の整備」の3つを施策の大綱としている。 令和3年度からの第4期の計画では、令和7年度までの5年間において、計42の施策を推進することとしている。 なお、計画の最終年度を迎えることから、次期計画（第5期）の策定を行う。		

計画名	食品衛生監視指導計画		
計画期間	令和7年度	所管課	食と暮らしの安全推進課
概要	食品衛生法に基づき厚生労働省が策定した「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」により策定する。食品衛生法、食品表示法、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、ふぐの処理等の規制に関する条例、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき実施する監視指導について、県内の食品関連事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況等の実情を踏まえた上で、重点的かつ効果的に行えるよう計画し、食の安全を確保する。		

計画名	宮城県動物愛護管理推進計画		
計画期間	令和3年度～令和12年度	所管課	食と暮らしの安全推進課
概要	環境省が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即し、宮城県の動物を取り巻く現状と課題を踏まえ、10年後のあるべき姿を目標とした宮城県動物愛護管理推進計画を令和3年3月に改訂した。 この計画では、人と動物が真に共生できる社会を構築するため、①動物愛護を通じた生命を大切に育む心、②動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成、③動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築、の3つの基本理念を定め、10の施策を設けた。計画を実効性あるものとするため、それぞれの基本理念に数値目標を設定し、各施策を総合的に展開する。		

計画名	宮城県循環型社会形成推進計画		
計画期間	令和3年度～令和12年度	所管課	循環型社会推進課
概要	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された持続可能な循環型社会の実現のために、令和3年3月に第3期計画を策定した。この計画は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく地域計画と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく県廃棄物処理計画の2つの性格を合わせ持ち、県民の3R（発生抑制、再使用、再生利用）に対する意識向上と取組を促進するものである。 第3期計画では、更なる循環型社会の進展を目指し、「ステップアップ！みやぎの3R～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展」を基本理念とし、①全ての主体の行動促進、②循環資源の3Rの推進、③循環型社会を支える基盤の充実、④廃棄物の適正処理の4つの基本方針を柱としている。さらに、これら方針に基づく課題と取組を整理し、各主体（県民・事業者・民間団体・教育研究機関・行政）の取組を明示しているほか、一般廃棄物及び産業廃棄物について排出量、リサイクル率及び最終処分率などの具体的な目標値を設定している。		

計画名	宮城県分別収集促進計画（第１０期）		
計画期間	令和５年度～令和９年度	所管課	循環型社会推進課
概要	家庭ごみを削減し、循環型社会を構築する第一歩として、生活系ごみの容積で約６６％、重量で約２８．５％を占める容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第９条の規定により「宮城県分別収集促進計画」（第１期）を平成８年１１月に策定した。現在は、令和４年１０月に策定した第１０期計画により取組を推進している。 この計画は、県内全市町村が策定した分別収集計画を基に、５年間にわたる容器包装廃棄物の排出量や分別収集の対象となる品目ごとのリサイクル量を定めており、この計画を確実に実施することにより、県内全市町村において、ほぼ全ての容器包装廃棄物の分別収集体制が整うこととなる。		

計画名	宮城県食品ロス削減推進計画		
計画期間	令和４年度～令和１２年度	所管課	循環型社会推進課
概要	食品ロスの削減は、国際的にも重要な課題となっており、食品ロスの削減の推進に関する法律では、都道府県は国の基本方針を踏まえて都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされている。また、宮城県循環型社会形成推進計画（第３期）においても食品ロス対策を重視していることから、これらを踏まえ、令和４年３月に「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定した。 本計画では、各主体（県民、事業者、行政、団体等）が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減を目指すこととし、計画を推進するための施策や取組について示すとともに、食品ロスの削減目標を設定している。		

計画名	宮城県海岸漂着物対策地域計画		
計画期間	平成２３年度～令和１２年度	所管課	循環型社会推進課
概要	国では、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成２１年法律第８２号）により、海岸漂着物対策を推進している。 県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、同法第１４条の規定による「宮城県海岸漂着物対策地域計画」（平成２４年３月策定、最新改定令和３年３月）に基づき、取組を推進している。 本計画は、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項並びに海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項などを定め、海岸漂着物対策の推進に係る基本的な方向性を示すものである。 なお、都道府県及びその管下の市町村等が環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用するためには、都道府県が本計画を策定していることが必要である。		

計画名	宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画		
計画期間	平成１８年度～令和８年度	所管課	廃棄物対策課
概要	ＰＣＢ特別措置法に基づき、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び「宮城県循環型社会形成推進計画」に即して、本県におけるＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成１９年３月に策定し、平成２７年３月及び平成３０年３月に一部変更した。 本計画では、本県のＰＣＢ廃棄物の処分期間について、高濃度ＰＣＢ廃棄物のうち大型変圧器・コンデンサー等は令和４年３月までに、安定器及び汚染物等は令和５年３月までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道ＰＣＢ処理事業所へ処分委託するものとし、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、令和８年３月までに処分又は無害化処理施設等へ処分委託することを基本としている。 県内に保管されているＰＣＢ廃棄物の処理が処分期間内に確実かつ適正に行われるよう、県及び仙台市は協力連携して各種施策に取り組み、関係者はそれぞれの責務と役割を担うものとしている。併せて、県自らも率先して保有するＰＣＢ廃棄物の処分を進めていく。		

計画名	宮城県災害廃棄物処理計画		
計画期間	平成29年度～（令和6年度改訂）	所管課	廃棄物対策課
概要	県では、災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、国の災害廃棄物対策指針に則り、平成29年8月に宮城県災害廃棄物処理計画を策定した。また、令和5年11月の「宮城県第五次地震被害想定調査報告書」において、被害想定が見直されたことなどから令和7年3月に本計画を改訂した。 本計画は、今後発生が予測される自然災害により生じた災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、①減災に向けた対策の推進、②災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うための事前の備え、③分別・選別の徹底及び再資源化等の促進を基本方針に掲げ、災害対応の基本となる事項を定めるとともに、平時から図上演習等を通じた災害対応人材の育成や関係者間での連携体制の強化を図り、県及び市町村、関係団体職員の対応能力の向上を目指すこととしている。 なお、本計画の実効性を保つため、適宜見直しを行い、計画を更新していく。		

計画名	宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	消費生活・文化課
概要	県民の消費生活の安定と向上を目的に、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図るため、令和3年3月に第4期となる基本計画を策定した。 第4期基本計画では、宮城県の目指すべき姿として「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」の実現に向け、4つの消費者施策と、施策を相互に連動させながら特に力を入れて取り組む4項目を重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進していく。 【消費者施策】 ①消費生活の安全・安心の確保（安全・安心な商品やサービスが適正な取引行為により提供される社会の実現） ②自立した消費者の育成（消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会の実現） ③消費者被害の防止と救済（どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会の実現） ④人や社会、環境に配慮した消費行動の推進（人や社会、環境に配慮した消費行動ができる社会の実現） 【重点的取組】 ①ライフステージに応じた消費者教育の推進 ②高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済 ③多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進 ④人や社会、環境に配慮した消費行動の推進		

計画名	宮城県消費者教育推進計画（第2期）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	消費生活・文化課
概要	「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」の個別計画として、「消費者被害の救済・未然防止」、「『自立した消費者』の育成」及び「消費者市民社会の形成に寄与する消費者を育む」という観点から、令和3年3月に第2期となる計画を策定した。 この計画では、①消費者市民社会の意義の普及・啓発、②成年年齢引下げを見据えた学校教育期における消費者教育の充実、③消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築、④消費者教育を担う人材等の育成、⑤各種関係団体・機関との連携の強化、の5つを消費者教育推進の基本方針とし、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて適切な消費者教育が受けられるよう、ライフステージや場に応じた取組を体系的に進めるとともに、消費者教育推進に係る人材等の育成、関係団体への支援・連携・協働及び関連施策等との連携を図りながら総合的・効果的に消費者教育を推進していく。		

計画名	宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	消費生活・文化課
概要	心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針・総合的に展開すべき施策の方向性を示すとともに、文化芸術の力による心の復興を力強く推進するため、令和3年3月に第3期となる文化芸術振興ビジョンを策定したもの。 第3期ビジョンでは、①文化芸術の持つ力の活用、②文化芸術の振興と継承、③あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくりの3つを基本方針とし、重点取組として「文化芸術の力による心の復興」を掲げ、様々な社会不安からの心の復興に向けた施策について、市町村、文化関係団体、芸術家等と連携・協働しながら重点的に推進していく。		

計画名	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	共同参画社会推進課
概要	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第7条の規定に基づく計画。 県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現するため、地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や官民のパートナーシップの醸成に取り組むことは、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に寄与するもの。 この計画の推進に当たっては、県民一人ひとりが①「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を形成すること、②子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守ること、③基本的な人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行うことの3つを基本方針として掲げている。		

計画名	宮城県男女共同参画基本計画（第4次）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	共同参画社会推進課
概要	宮城県男女共同参画推進条例第7条の規定に基づく計画。 男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及し、男女共同参画社会の形成をさらに促進すべく、総合的かつ計画的に施策を推進するもの。また、女性活躍推進法に基づく本県の推進計画に位置付け、さらに、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成にも寄与するもの。 男女共同参画の推進に関する施策では、施策をより分かりやすくするため、①社会全体、②家庭、③学校教育、④職場、⑤農林水産業・商工自営業、⑥地域、⑦防災・復興の分野に分け、現状と課題を分析し、具体的な施策を示している。また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応」について、県の現状と課題に追加し、①社会全体、②家庭及び④職場の分野にも影響と課題を盛り込んでいる。		

計画名	宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	共同参画社会推進課
概要	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例第9条の規定に基づく計画。 県内各地で様々なNPOによる自主的・自発的な活動の展開がみられ、公共サービスの担い手としても期待される一方、資金や活動場所、人材、マネジメント能力の不足等の課題を抱える団体も多く、行政による各種支援やNPOに対する社会の理解促進が重要である。また、SDGsの達成を目指す上でNPOは大きな役割を果たす存在であることから、NPOと多様な主体との協働を促進していく必要がある。 この計画は、本県における民間非営利活動の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、NPOを取り巻く現状と課題を整理し、①「持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化」、②「NPO活動を促進する体制の整備」、③「多様な主体とのパートナーシップの確立」の3つの基本方針を掲げ、NPOの自立と発展、NPO支援施設の機能強化と連携の推進及びNPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に向け、施策と事業を展開することとしている。		

計画名	みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））		
計画期間	令和3年度～令和7年度	所管課	共同参画社会推進課
概要	青少年健全育成条例第11条の規定に基づく計画。 近年、急激な社会環境の変化により、児童虐待、貧困、いじめ等の問題が深刻化している。また、不登校、ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題、さらには新型コロナウイルス感染症の影響による対応や東日本大震災で被災した子ども・若者への継続的な支援など、取り組むべき課題が多様化している。 この計画は、子ども・若者を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえ、子ども・若者の健全な育成を図るための施策を示しており、基本的方向を①「全ての子ども・若者の健やかな育成を支援する」②「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する」③「子ども・若者の成長のための社会環境整備を推進する」④「子ども・若者を支える担い手・サポーターを支援する」とし、課題に対応した形で取組を展開し、「持続可能開発目標（SDGs）」の達成に向けて施策を推進する。		

計画名	宮城県犯罪被害者等支援計画		
計画期間	令和7年度	所管課	共同参画社会推進課
概要	宮城県犯罪被害者等支援条例第9条の規定に基づく計画。 犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による直接的な被害のみならず、経済的負担や身体の不調等の二次的被害に苦しめられていることから、犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするための中長期的かつ総合的な支援を定めたもの。 この計画では、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細かで、実効性のある取組を進めることとしている。		